

第8期岩美町介護保険事業計画 及び高齢者福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

鳥取県岩美町

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景	1
2. 計画に係る法令の根拠	2
3. 計画の期間	2
4. 他制度による計画との関係	2
5. 計画策定に向けた取り組み及び体制	3
(1) 計画策定委員会・意見交換	3
(2) 在宅介護実態調査	3
(3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	4
(4) パブリックコメントの実施	5

第2章 高齢者等の現状と各年度の推計

1. 総人口と高齢者数の推移 人口の構造	7
2. 要介護等認定者の数	8
3. 介護給付対象サービスの利用状況	9
4. 予防給付対象サービスの利用状況	11
5. 日常生活圏の設定	11

第3章 計画の目標

1. 第7期計画の現状と課題	13
(1) 介護予防の推進	13
(2) 在宅医療・介護連携の推進	13
(3) 認知症施策の推進	13
(4) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	14
(5) 地域ケア会議の推進	14
2. 第8期計画の目標	14
(1) 地域包括ケアシステムの充実・強化	14
(2) 地域包括支援センターの機能強化	16
(3) 介護保険制度の円滑な実施	17
(4) 災害・感染症対策への取り組み	19
(5) 高齢者の住まいの確保	20

第4章 各年度における介護保険事業費の推計

1. 介護保険事業費の推計	21
(1) 介護保険給付費の見込み	22
(2) 地域支援事業費	22
(3) 介護保険事業費の推計	23
2. 介護保険料の算定	23
(1) 介護保険事業費の財源	23
(2) 第1号被保険者の保険料	24
参考資料	25

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

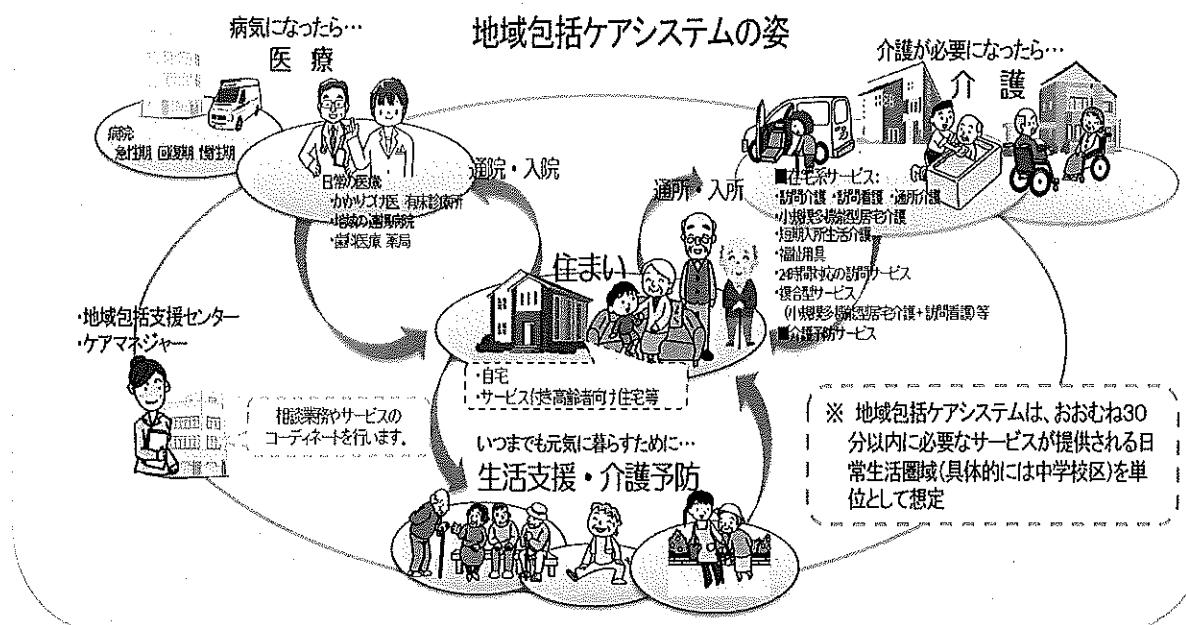
介護保険制度は、介護が必要となった方を社会全体で支援する仕組みとして平成12年に創設され、その確実な実施に向けて平成12年3月に第1期岩美町介護保険事業計画を策定しました。

その後、3年毎に計画の見直しを行い、介護予防サービス、地域密着型サービスの導入や地域支援事業の実施とそれに伴う地域包括支援センターの設置など、新たな仕組みを導入しながら本町の高齢者を支える制度として確実に定着してきました。

しかし、全国的に高齢化が進展する中、本町においても高齢化率は年々増加し、令和2年9月30日現在の高齢化率は、36.52%となり、今後も増加する見込みです。

こうした中、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年、団塊のジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据え、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、「地域包括ケアシステム（注1）」の取り組みを一層推進することを目指すため策定するものです。

地域包括ケアシステムの概要図



(注1)「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活をおくれるよう、医療、介護、介護予防、日常生活支援の一体的な提供や、認知症高齢者の地域での生活を支えるための仕組みのことです。

2 計画に係る法令の根拠

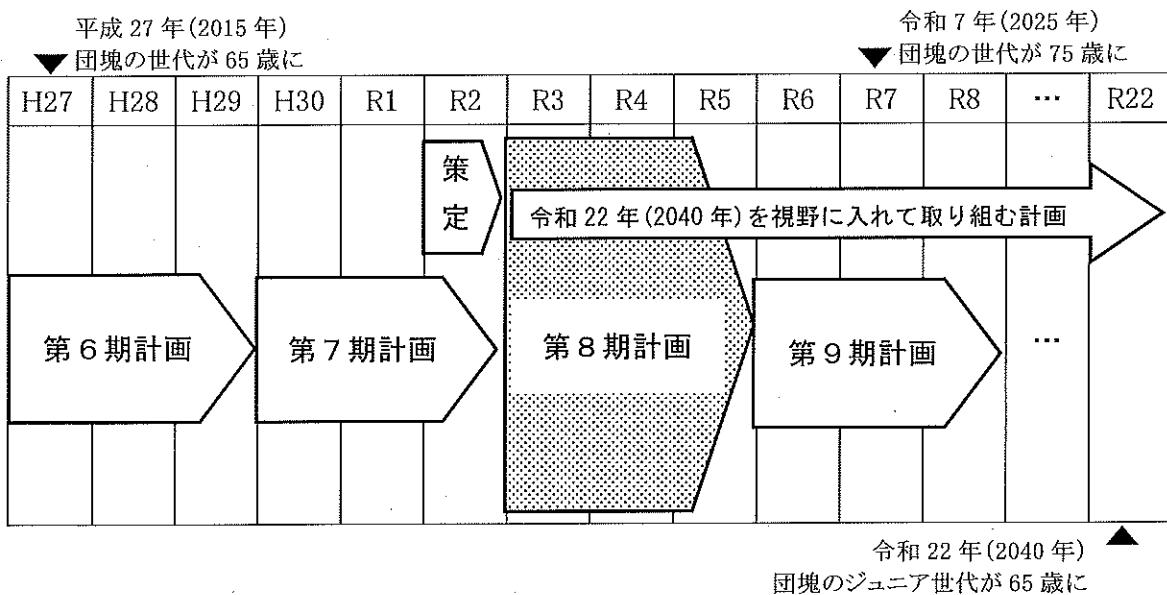
この計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画（本町では高齢者福祉計画）」と、介護保険法第117条の規定に基づいて定める「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

高齢者福祉計画は、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現のために取り組むべき施策全般を定めるもので、介護保険事業計画は、介護給付対象サービスや地域支援事業の見込み量等を定め介護保険事業運営の基礎となる事業計画です。

3 計画期間

第8期計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画です。計画期間中の介護給付対象サービス量を見込むとともに、地域包括ケアシステム構築のための取り組みを充実・強化していくものです。また、団塊の世代が後期高齢者に到達する令和7年、団塊のジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えて、第9期以降の計画につなげる計画です。

○ 計画期間と見直し時期



4 他制度による計画との関係

この計画は、「第10次岩美町総合計画」及び「第4期岩美町地域福祉計画」に即して「新しいまちづくり計画」と「障がい福祉計画」と調和を保ち、整合性を図って策定します。

また、医療・介護の連携を図るために「鳥取県地域医療構想」及び「鳥取県保健医療計画（平成30年度～令和5年度）」と整合性を図る必要があります。

5 計画策定に向けた取り組み及び体制

この計画策定にあたっては、本町の介護保険事業や高齢者施策に対する住民の意見・要望を把握し、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられ、また、多くの住民が介護予防に取り組めるような計画とするため次のとおり取り組むとともに、介護サービス事業者との意見交換会などを開催して意見の集約に努めました。

(1) 計画策定委員会・意見交換

計画策定にあたっては、公募委員1名を含めた「岩美町地域福祉計画策定委員会高齢者部会（以下「策定委員会」といいます。）」を設け、検討をおこないました。

また、計画期間中は、策定委員会に、計画に定めた取り組みや事業進捗状況を報告し、意見を伺うこととします。

(2) 在宅介護実態調査

在宅で生活されている要支援・要介護認定を受けておられる方を対象に、住み慣れた地域で暮らし続け介護離職を防ぐにはどのようなサービスや仕組みが必要なのか調査しました。

調査対象	調査方法	調査時期	回収率
要介護・要支援認定を受けて 自宅で生活されている 65歳以上の高齢者	担当の介護支援専門 員による聞き取り	令和元年10月 ～令和2年1月	56.8%

主な調査結果

○施設入所の検討状況

回答全体では「検討していない」が77%ともっと高く、要介護度別でみると、「検討中」、「申請済み」の割合は、要支援1・2で8.3%、要介護1・2では16.2%、要介護3以上で36.5%となり、要介護度の重度化にともない高くなっています。

○要介護度別・サービス利用の組み合わせ

「通所系のみ」の利用がもっとも高いが、要介護3以上では、通所系のみの利用は減少し、「通所系と訪問系」または、「通所系と短期系」を組み合わせての利用が高くなっています。

○就労状況別・介護者が不安に感じる介護

「問題なく、続いている」または「問題はあるが、何とか続いている」を合わせた回答が、フルタイム勤務で80%、パートタイム勤務では80.4%と、就労を継続する見込みは高くなっています。

就労継続の見込みのある介護者が不安に感じる介護では、「認知症への対応」が高

く、就労を続けていくのは困難と感じている介護者では、「夜間・日中の排せつ」に不安を感じる割合が高くなっています。

○在宅生活の継続に必要と感じる保険外の支援・サービス

「特になし」が 65.7%ともっとも高いが、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー）」が 13.8%、「外出同行（通院・買い物など）」が 9.0%と高くなっています。

○要介護度別の世帯類型の割合とサービス利用の組み合わせ

要介護 3 以上の世帯類型の割合は、「夫婦のみ世帯」が 34.6%、「その他世帯」では 33.0%となっているが、単身世帯では 10.7%と低くなっています。

単身世帯では、「訪問系のみ」「訪問系を含む組み合わせ」が高く、夫婦のみ世帯、その他世帯では、特に同居家族の負担軽減のために短期系サービスの利用が高くなっています。

（3）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

高齢者の心身の状態や社会参画の状況を把握し、介護予防を勧奨するとともに地域の課題を明らかにして計画策定に活用するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

また、独自の調査項目により、充実を望む高齢者サービス等の調査や自由記入により高齢者施策に対する意見の聴取を行いました。

調査対象	調査方法	調査時期	回収率
要介護認定を受けていない 65歳以上の高齢者	郵送による 配布・回収	令和2年2月～3月	71.3%

主な調査結果

○要介護状態になるリスクを抱えた高齢者の割合

要介護認定を受けていない方の中にも、「認知症」39.6%、「うつ」32.5%、「咀嚼機能」30.6%、「運動機能」28.4%、「閉じこもり」21.8%の順に高くなっています。

介護予防教室や、高齢者が気軽に交流できる環境づくりを進め、いつまでも自立て生活し続けることができるよう、介護予防への取り組みを充実することが必要です。

○福祉施策への要望等

自由記載では、自家用車の運転ができなくなったときの交通手段への不安、通院や買い物、日々のゴミ出しなどの生活支援、高齢になっても元気に活動できる場所、誰でも気軽に集まり楽しく助け合える場など、介護予防や余暇支援の充実、また、介護が必要になったときにすぐに利用できる入所施設の整備などの意見を多くいただ

きました。

(4) パブリックコメントの実施

計画案について、住民の皆様から幅広い意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

①実施期間 令和3年2月5日～令和3年2月19日

②パブリックコメントの内容

【寄せられた意見と対応方針】

番号	ご意見	対応方針
1	<p>①第8期計画は、令和7年度、令和22年度を見据えて第9期以降の計画につなげる計画と位置付けられている。②令和7年度～令和22年度の高齢化率や要支援認定率の推移から、第9期以降の介護保険事業費の増大は避けられない。</p> <p>①、②を踏まえると、「介護保険事業費の推移」について、令和7年度、令和22年度のおおよその事業費規模を予想し、一人当たり介護保険料や町の財政に与える影響の度合いや中長期の課題を明らかにして基本的な対応方針を示すことが必要だと思います。</p> <p>「総合計画」や「地域福祉計画」でも取り上げられておりこれらとの整合性を図る必要があるが、事業費の増大抑制に向けては、介護が必要な人の割合を下げること（健康寿命をいかにのばすか）であろう。まさに長寿化時代の町民の健康管理施策の検討をあらゆる視点から進める必要があります。岩美町の特色を生かした施策（例えば岩井温泉の活用等）をぜひ追加検討して欲しい。</p>	<p>令和7年度、令和22年度の事業費の見込みを試算し、記載しました。一人当たりの保険料については、介護保険事業費の負担についての国の施策が明らかではなく、推計することは困難であるため記載はしておりません。</p> <p>第8期の目標に、高齢期になっても健康で生きがいを持ちながら生活できるよう中長期的な視野に立った取り組みを進めていく必要があるとして、健康づくりや介護予防、地域の医療、介護関係者等の連携による地域福祉の向上に取り組むことを追加しました。</p> <p>第9期以降の介護保険事業費は、特に75歳以上人口の増加による認定率の上昇見込みにより、増加する見込みです。</p> <p>そのため、第8期計画期間中は、介護予防事業の実施により要介護となる高齢者数を抑制し、また地域包括支援センターが中心となって地域の福祉関係者が連携し、効果的なケアマネジメントによる重度化の防止に努めます。</p> <p>引き続き、健康づくり・介護予防活動の奨励や地域で高齢者を支える仕組みづくりを行い、第9期以降の介護事業費の抑制に努めます。</p> <p>岩美町の特色を生かした施策としては、令和3年度に、「温泉」をテーマとした町民の身体とこころの健康づくりの場として、健康づくり講座を開催することとしております。</p>

番号	ご意見	対応方針
2	<p>介護保険事業者について。介護保険制度の円滑な実施のためには、適切な介護保険事業者の存在が欠かせません。例えば訪問介護事業者は町内では社会福祉協議会のみと聞いております。安定的なサービス提供を維持していくためにはこうした事業者の経営実態にも留意することが必要と思います。計画に織り込むべきかどうかわかりませんがこうした視点もわすれないでいただきたいと思います。</p>	<p>岩美町社会福祉協議が行なう訪問介護事業は、要支援・要介護者の在宅生活を支える重要なサービスです。</p> <p>令和3年度からは、報酬改定等により一定の経営状況の改善が見込まれるところですが、新規の事業者参入は見込みにくいため、引き続き必要な訪問介護サービスが提供されるよう、既存事業者の経営状況を見極めながら支援について検討します。</p>

第2章 高齢者の現状と各年度の推計

1 総人口と高齢者数の推移

令和2年9月30日現在の本町の総人口は11,317人で、このうち65歳以上の高齢者人口は4,133人であり、高齢化率は36.5%となっています。

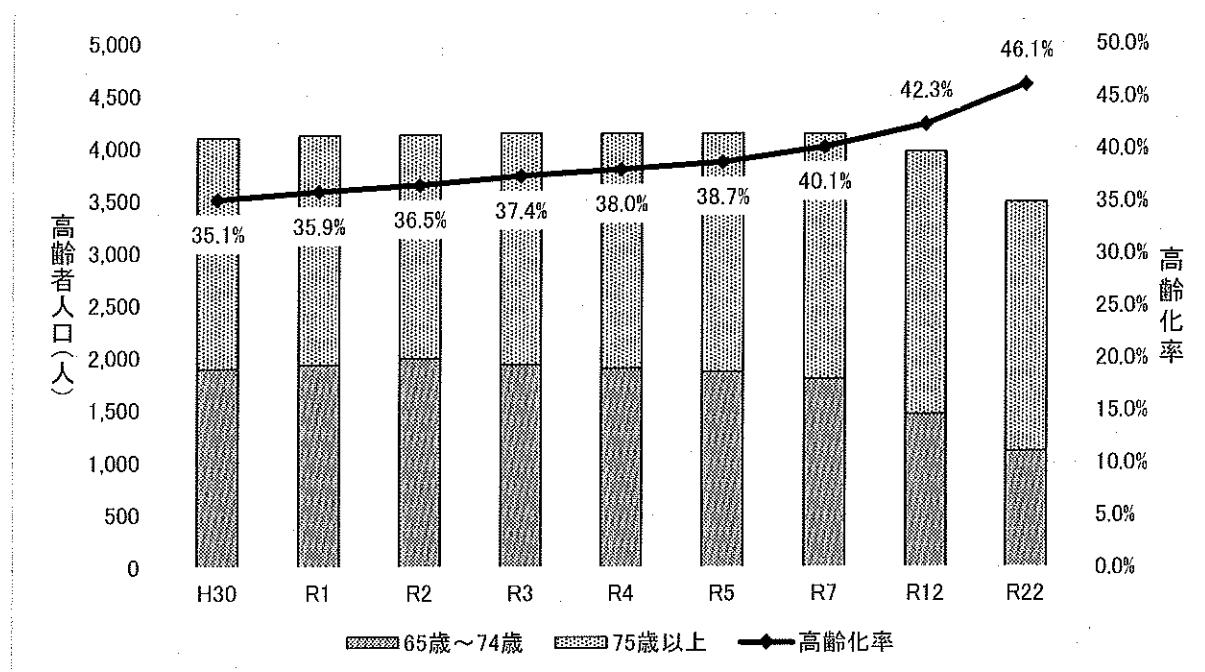
高齢者人口は、本計画期間中を含め令和7年度まではほぼ横ばいで推移し、以降は減少する見込みです。総人口の減少により高齢化率は徐々に上昇し、令和5年度には38.7%となり、令和22年度には46.1%となる見込みとなっています。

また、高齢者人口のうち75歳以上の高齢者は令和3年度以降徐々に増加し、令和12年度には2,506人となり、高齢者人口の63.2%を占める見込みです。

高齢者数と高齢化率の推移

区分	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	第8期計画期間			(単位:人)		
				令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
65歳以上人口 (第1号被保険者) (A)	4,100	4,122	4,133	4,149	4,143	4,141	4,134	3,966	3,482
	65歳～75歳	1,891	1,933	1,995	1,936	1,901	1,867	1,799	1,460
	75歳以上	2,209	2,189	2,138	2,213	2,242	2,274	2,335	2,374
40歳～64歳人口 (第2号被保険者)	3,677	3,584	3,535	3,413	3,328	3,243	3,073	2,779	2,125
	0歳～39歳人口	3,899	3,790	3,649	3,535	3,428	3,315	3,094	2,634
総人口 (B)	11,676	11,496	11,317	11,097	10,899	10,699	10,301	9,379	7,551
高齢化率 (A/B)	35.1%	35.9%	36.5%	37.4%	38.0%	38.7%	40.1%	42.3%	46.1%

※平成30年度から令和2年度は、毎年9月30日現在の住民基本台帳の数値。令和3年度以降は、令和2年度までの住民基本台帳人口を基に、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計」を補正し推計しています。



2 要介護（要支援）認定者数の推移

平成30年度から令和2年度までの要介護（要支援）認定者数は横ばいで推移しています。令和2年9月現在では、885人で、そのうち第1号被保険者は869人（認定率21.0%）となっています。

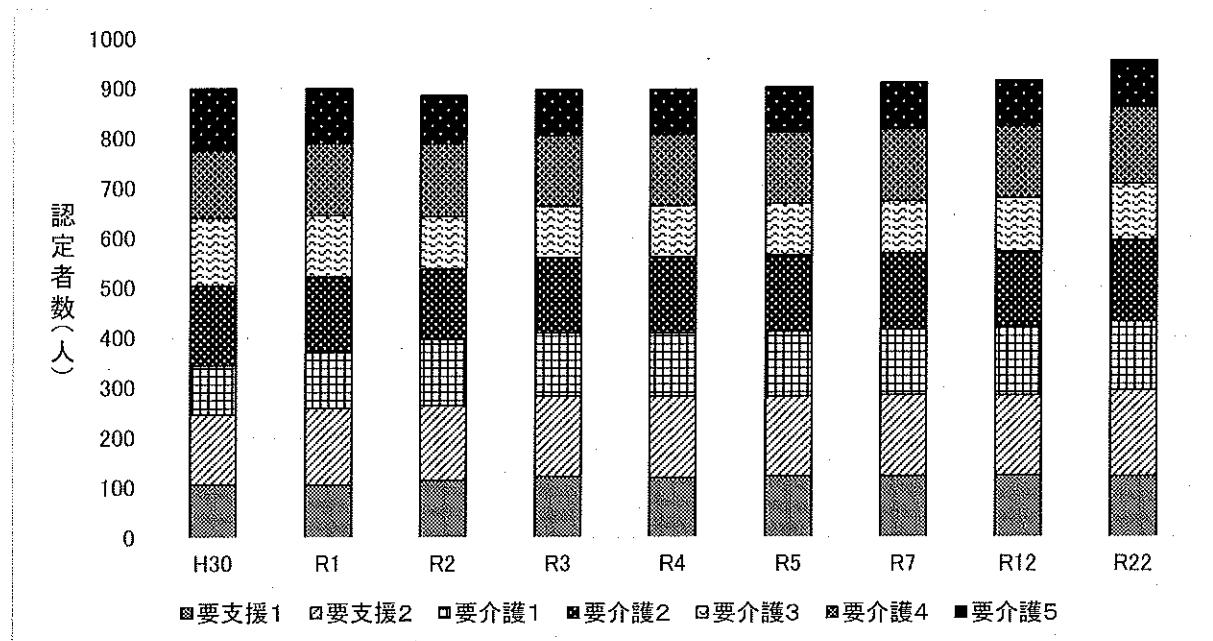
年齢が上がるごとに介護サービスを必要とする方の割合が増えることから、高齢化の進展、特に75歳以上人口の増加にともない認定者数も上昇することが見込まれ、令和5年度には901人（認定率：22.0%）、令和22年度には954人（認定率：28.1%）となる見込みです。

要介護（要支援）認定者数と認定率の推移

区分	第8期計画期間									(単位:人)
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和22年度	
要支援1	107	105	114	122	120	122	123	124	122	
要支援2	140	154	151	161	162	161	162	160	173	
要介護1	98	113	132	126	127	129	131	135	137	
要介護2	159	150	141	151	152	152	152	153	163	

要介護3	136	123	106	103	103	104	105	107	113
要介護4	136	144	144	142	143	143	145	144	153
要介護5	123	110	97	91	90	90	92	91	93
認定者数合計	899	899	885	896	897	901	910	914	954
第1号被保 険者(A)	875	884	869	881	882	886	895	902	944
	24	15	16	15	15	15	15	12	10
第1号被保険者(B)	4,100	4,122	4,133	4,149	4,143	4,141	4,134	3,966	3,482
第1号被保険者 認定率 (A/B)	21.3%	21.5%	21.0%	21.2%	21.3%	21.4%	21.7%	22.7%	27.1%

※平成30年度から令和2年度は、毎年9月分の介護保険事業状況報告の数値。令和3年度以降は、令和元年度から令和2年度の認定率の伸び率を基に推計しました。



3 介護給付対象サービスの利用状況

第7期計画期間中の介護サービスの利用状況は、通所介護、通所リハビリテーションの利用が増加し、訪問介護などの、在宅で介護を受けられるサービスの利用は

減少しました。

また、令和2年度に新たに小規模多機能事業所がサービスを開始したことにより、小規模多機能型居宅介護の利用が増えています。

施設サービスの利用は、平成30年度と比べると令和2年度は利用が減っています。平成30年度から介護療養型医療施設は介護医療院への転換が進められており、介護医療院への入所が増えています。

(回数・人数・日数は1月あたり)

介護サービス区分	平成30年度 (A)	令和元年度	令和2年度 見込 (B)	のび率 (B)/(A)
訪問介護	1,966回	1,573回	1,191回	60.6%
訪問入浴介護	71回	59回	51回	71.8%
訪問看護	345回	298回	283回	82.0%
訪問リハビリテーション	222回	210回	246回	110.8%
居宅療養管理指導	64人	75人	77人	98.7%
通所介護	2,635回	2,716回	2,601回	98.7%
通所リハビリテーション	337回	366回	398回	118.1%
短期入所生活介護	297日	314日	284日	95.6%
短期入所療養介護(老健)	6日	8日	12日	200.0%
短期入所療養介護(病院等)	150日	138日	48日	32.0%
福祉用具貸与	236人	236人	232人	98.3%
特定福祉用具購入費	3人	3人	3人	100.0%
住宅改修	3人	2人	3人	100.0%
特定施設入居者生活介護	10人	13人	13人	130.0%
認知症対応型通所介護	280回	271回	224回	80.0%
小規模多機能型居宅介護	27人	27人	28人	103.7%
認知症対応型共同生活介護	44人	43人	44人	100.0%
地域密着型通所介護	566回	572回	585回	103.3%
施設サービス	160人	141人	139人	86.9%
介護老人福祉施設	95人	89人	91人	95.8%
介護老人保健施設	22人	17人	18人	81.8%
介護医療院	0人	7人	9人	—
介護療養型医療施設	43人	28人	21人	48.8%
居宅介護支援	349人	346人	340人	97.4%

4 予防給付対象サービスの利用状況

要支援1、要支援2の認定を受けた方が利用する予防給付では、通所リハビリテーション、予防小規模多機能型居宅介護の利用が増え、予防訪問看護、予防訪問リハビリテーションが減少しました。

(回数・人数・日数は1月あたり)

介護予防サービス区分	平成30年度 (B)	令和元年度	令和2年度見込 (A)	のび率 (A)/(B)
予防訪問入浴介護	0回	0回	0回	—
予防訪問看護	31回	39回	24回	77.4%
予防訪問リハビリテーション	40回	81回	62回	155.0%
予防居宅療養管理指導	4人	3人	3人	75.0%
予防通所リハビリテーション	28人	37人	44人	157.1%
予防短期入所生活介護	6日	1日	0日	—
予防短期入所療養介護	17日	13日	7日	41.2%
予防福祉用具貸与	89人	98人	97人	109.0%
予防特定福祉用具購入費	3人	2人	2人	66.7%
予防住宅改修	2人	2人	2人	100.0%
予防特定施設入居者生活介護	0人	0人	0人	—
予防認知症対応型通所介護	3回	7回	0回	—
予防小規模多機能型居宅介護	4人	3人	5人	125.0%
予防認知症対応型共同生活介護	0人	1人	0人	—
介護予防支援	101人	114人	118人	116.8%

5 日常生活圏の設定

日常生活圏とは、市町村介護保険事業計画において、当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案して定めることとされています。

岩美町では、平成18年4月に町の直営により岩美町地域包括支援センターを開設しました。以降、町全体の地域支援事業を一体的・包括的に担う中心機関として介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援のほか介護予防支援事業や介護予防教室等を実施しています。

これらの状況を勘案し、第5期計画より町全体を1つの日常生活圏域と設定して、地域包括支援センターを中心に地域包括ケアシステムの構築を目指すこととしてお

り、第8期においてもその方向性を継承して取り組みを進めます。

介護サービス基盤の整備状況

区分 介護サービス基盤の状況	岩美町全域(定員)		
		平成29年度末	令和2度末
居宅サービス	訪問介護	1事業所	1事業所
	訪問入浴	0事業所	0事業所
	訪問看護	1事業所	1事業所
	訪問リハビリテーション	1事業所	1事業所
	居宅療養管理指導	3事業所	5事業所
	通所介護	3事業所(95)	3事業所(95)
	通所リハビリテーション	1事業所(30)	1事業所(30)
	短期入所生活介護	2事業所(15)	2事業所(15)
	居宅介護支援	4事業所	2事業所
	介護予防支援	1事業所	1事業所
地域密着型 サービス	認知症対応型通所介護	1事業所(12)	1事業所(12)
	認知症対応型共同生活介護	3事業所 5ユニット(45)	3事業所 5ユニット(45)
	小規模多機能型居宅介護	1事業所 (通 18・宿 9)	2事業所 (通 33・宿 14)
	地域密着型通所介護	3事業所(30)	3事業所(30)
施設サービス	老人福祉施設	1事業所 (従来型 38、 ユニット型 44)	1事業所 (従来型 38、 ユニット型 44)
	療養型医療施設	1事業所(40)	1事業所(24)

第3章 計画の目標

1 第7期計画の現状と課題

(1) 介護予防の推進

一般介護予防事業として、運動機能の維持、栄養改善のための教室を開催しています。また、令和2年度には、幅広い実施主体による介護予防事業として岩美町社会福祉協議会に委託し、あつたかハートサロンを開催しました。

老人クラブ、サロン、サークル活動などの地域での高齢者の生きがいづくり、健康づくりへの支援をおこなっています。

引き続き高齢者の自主活動を支援し、介護事業以外の事業とも連携し、地域の身近な場所で介護予防、健康づくりをおこなえる環境を整備する必要があります。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるように、在宅医療と介護連携の推進をおこなうため、医療圏域を考慮して東部地区在宅医療・介護連携推進協議会（東部医師会、鳥取県東部地域1市4町）を設置し事業をおこなっています。

協議会では、入退院時における介護支援専門員（ケアマネージャー）と医療機関の連携・情報共有についての検討、多職種連携強化に向けた基礎的な研修会、事例検討会などをおこないました。

高齢者の地域生活が円滑におこなわれるよう、医療、介護に関する多職種の連携をより一層強化する必要があります。

(3) 認知症施策の推進

認知症予防教室、早期発見・早期対応の取り組みとしてもの忘れ相談を開催しました。また、認知症サポーター養成講座を開催し認知症理解の促進をはかりました。

地域包括支援センターの職員が「認知症地域支援推進員（注2）」として、認知症サポート医の助言を得ながら、認知症本人やその家族に対する支援をおこなっています。

認知症高齢者等が行方不明になった際に地域でいち早く発見できるよう、SOS ネットワーク連絡会を設置し、関係者ネットワークの構築に努めました。

早期発見・早期対応による認知症の重度化防止が重要となっています。認知症予防教室、もの忘れ相談等の開催を継続しておこないながら、地域住民へ認知症に対する正しい知識と理解を広めるための啓発活動をあわせておこなっていく必要があります。

(注2)認知症の人の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関や介護サービス、地域の支援機関との連携や、認知症の人やその家族への相談支援をおこないます。

(4) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

生活支援体制整備事業を岩美町社会福祉協議会に委託し、生活支援の担い手となるための生活サポート養成講座の開催、高齢者ファミリーサポートシステム（掃除、洗濯、買い物等の支援）などを実施しています。また、生活支援コーディネーター（注3）が中心となって、住民や、民間企業などが主体となる多様なサービスを提供する仕組みづくりの検討をおこないました。

生活支援センターが活動しやすいような環境づくり、新たな生活支援サービス、住民主体による高齢者の集いの場などの仕組みづくりを検討する必要があります。

(5) 地域ケア会議の推進

地域包括支援センターが中心となって、町内の医療、介護関係者が参加する地域ケア会議を開催し情報共有や、個別事例の検討を通じた地域課題の把握、検討をおこなっています。

町内介護事業所、医療機関との連携を強化すため地域ケア会議を開催し、継続して情報共有、地域課題の把握、検討をおこなう必要があります。

2 第8期計画の目標

町の総人口に占める高齢者の割合は、令和7年度には4割以上となり以降もその割合は増加すると見込まれることから、高齢期になっても健康で生きがいを持ちながら生活できるよう中長期的な視野に立った取り組みを進めていく必要があります。

そのため、一人ひとりが健康づくりや介護予防の重要性を理解し、運動習慣の定着や健康意識の向上を図り、また地域で支え合う体制づくりに取り組みます。

また、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターを中心とした、地域の医療、介護関係者、福祉関係者等との連携により地域福祉の向上に取り組みます。

(1) 地域包括ケアシステムの充実・強化

①介護予防と健康づくりの推進

介護予防の重要性を啓発し自発的に継続して取り組めるよう、介護予防教室を開催します。

各地域でおこなわれている高齢者サロンやサークル活動を支援し、高齢者のつながりや生きがいを高めるとともに健康づくりを支援します。

○サロンの開設状況と目標

	H30年度	R元年度	R2年度(見込)	R5年度(目標)
サロン数	30か所	30か所	30か所	32か所

(注3)高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的に、地域の生活支援・介護予防サービスの提供体制に向けたコーディネートをおこないます。

○サークル活動の状況と目標

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度(見込)	R5 年度(目標)
サークル数	15 か所	20 か所	24 か所	30 か所

②在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の専門職の連携を深め、住み慣れた地域で最期まで暮らし続けることができる体制づくりを推進します。

東部医師会、鳥取県東部地域1市4町が連携しておこなう、東部地区在宅医療・介護連携推進協議会に参加し、次の8項目について取り組みます。

- (ア) 地域の医療・介護連携の資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

③認知症施策の推進

タッチパネル式簡易プログラムを活用したもの忘れ相談を開催し、早期発見の取り組みを進めます。また認知症サポーター養成講座を実施し、住民の認知症に対する理解を進めます。

地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の疑いのある人を把握・訪問して、状態に応じた適切な医療・介護サービスに繋ぎます。

認知症サポート医、保健師、介護支援専門員等で構成する認知症初期集中支援チーム（注4）が、本人や家族への早期支援を行います。

○もの忘れ相談の実施状況と目標

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度(見込)	R5 年度(目標)
相談人数	168人	162人	150人	200人

④生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

岩美町社会福祉協議会に委託し生活支援体制整備事業を実施します。生活支援コーディネーターが地域の関係者と連携し新たな生活支援基盤を検討します。また生活サポーター養成講座を開催し、見守り、声掛け、簡単な家事支援など地域での助け合いにより高齢者の生活を支える担い手の育成をおこないます。

(注4) 医師(認知症サポート医)の助言のもと、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、介護支援専門員が認知症の早期発見と早期対応を目指して活動する認知症の専門チームです。

高齢者等移送サービスは、要介護者等の外出手段を確保し利用者の多様なニーズに対応するため令和2年度に利用方法の見直しをおこないました。引き続き高齢者等の外出を支援するため、タクシー事業者に委託して移送サービスを実施します。

介護者家族への支援として、介護者家族交流会を開催し、介護の知識・技術等の講習会や健康相談などを通じて介護者相互の交流を促進することにより、介護者の精神的負担の軽減をはかります。

また、自宅で要介護者を介護されている方の経済的負担を軽減するため、介護用品の支給をおこない、在宅介護の継続を支援します。

○生活サポーター養成講座修了者数の実施状況と目標

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度(見込)	R5 年度(目標)
講座修了者数 (延べ人数)	5 人	7 人	19 人	35 人

○高齢者等移送サービスの実施状況と目標

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度(見込)	R5 年度(目標)
利用延回数	1, 558 件	1, 563 件	1, 827 件	1, 950 件

⑤地域ケア会議の推進

介護サービス事業者、介護支援専門員、医療関係者が、介護保険給付対象サービスや地域支援事業または個別の高齢者の生活課題・支援等について検討する、地域ケア会議を定期的に開催します。

また、多職種協働による地域ネットワークの構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等をおこない必要なサービスの確保に努めます。

⑥高齢者の権利擁護の推進

成年後見制度は、認知症などにより判断能力が不十分なために、正しい契約や、適切な金銭管理がおこなえない方に代わって後見人がその方の財産を守るための制度です。この制度がより一層、有効に利用されるように東部権利擁護センターと連携を図りながら利用促進に取り組みます。

また、高齢者に対する虐待については地域包括支援センターが窓口となり、日頃から地域の民生委員、介護支援専門員、介護サービス事業所等と連携、情報交換をおこない早期発見に努め、迅速かつ適切な対応を行います。

(2) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの充実を進めるうえで最も基幹的な役割を担っています。その中で、高齢者の自立支援に向けたケアマネジメント支援や地域ケア会議による地域課題の抽出、介護予防や健康づくりに取り組む住民主体による集いの場の運営や立ち上げ支援などの取り組みが求められます。

地域包括ケアシステムの中核機関としての地域包括支援センターの運営に当たっては、適切な人員体制を確保します。また高齢者福祉の総合窓口として、相談に必要な技術や知識の習得に努め、積極的に地域に出向き、医療・介護関係者、民生委員等と情報を共有し連携を図りながら住民から信頼されるよう活動します。

地域包括支援センターにおいて、地域での多職種相互の共同により、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりに取り組みます。

介護支援専門員からの相談対応や、ケアマネジメントについての指導・助言、制度や施策に関する情報提供をおこない、介護支援専門員の資質向上に取り組みます。

(3) 介護保険制度の円滑な実施

①介護保険サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の自立支援に向けた介護保険サービスが提供される体制の確保に努めます。

計画期間中の介護給付対象サービスの種類ごとの見込み量

(1)居宅サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	回/月	1,283	1,280	1,280
	人/月	75	75	75
訪問入浴介護	回/月	35	35	35
	人/月	6	6	6
訪問看護	回/月	391	391	399
	人/月	50	50	51
訪問リハビリテーション	回/月	257	271	281
	人/月	28	29	30
居宅療養管理指導	人/月	82	83	84
	回/月	2,645	2,686	2,674
通所介護	人/月	200	202	205
	回/月	434	438	433
通所リハビリテーション	人/月	63	63	63
	回/月	360	358	375
短期入所生活介護	人/月	31	31	32
	日/月	0	0	0
短期入所療養介護(老健)	人/月	1	1	1
	日/月	37	38	38
短期入所療養介護(病院等)	人/月	5	6	6
	日/月	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	人/月	2	2	2
	日/月	0	0	0
福祉用具貸与	人/月	235	237	240
特定福祉用具購入費	人/月	4	4	4
住宅改修費	人/月	4	4	4
特定施設入居者生活介護	人/月	13	14	15

(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月			
夜間対応型訪問介護	人/月			
地域密着型通所介護	回/月	752	804	808
	人/月	48	50	51
認知症対応型通所介護	回/月	237	237	237
	人/月	21	21	21
小規模多機能型居宅介護	人/月	34	35	36
認知症対応型共同生活介護	人/月	45	45	45
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月			
看護小規模多機能型居宅介護	人/月			
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	人/月	100	101	102
介護老人保健施設	人/月	22	23	24
介護医療院	人/月	11	11	12
介護療養型医療施設	人/月	22	22	22
(4) 居宅介護支援	人/月	343	348	355

計画期間中の介護予防給付対象サービスの種類ごとの見込み量

(1) 介護予防サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	24	23	22
	人/月	5	5	5
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	70	69	69
	人/月	8	8	8
介護予防居宅療養管理指導	人/月	3	3	3
介護予防通所リハビリテーション	人/月	54	55	56
介護予防短期入所生活介護	日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日/月	0	0	0
	人/月	0	1	1
介護予防短期入所療養介護(医療院)	日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/月	101	103	105
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	4	4	5
介護予防住宅改修	人/月	2	2	2
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	7	7	7
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0
(3) 介護予防支援	人/月	131	130	128

②介護給付の適正化

(ア) 要介護認定の適正化

新規の要介護・要支援認定における訪問調査は、岩美町地域包括支援センターの認定事務担当職員がおこないます。

委託による訪問調査に関しては、認定調査票の点検、主治医意見書との整合性の確認をおこないます。

(イ) ケアプラン点検

自立支援に資する適切なケアプランとなっているか、居宅介護事業所の介護支援専門員とともに検証、確認を行います。

(ウ) 住宅改修及び福祉用具購入・貸与の点検

住宅改修申請時に改修内容や工事見積書の点検をおこなうとともに、竣工時の写真確認又は訪問調査等をおこなって施工状況等の確認をおこないます。

福祉用具利用者に対し訪問調査をおこない、福祉用具の必要性や利用状況等について点検をおこないます。

(エ) 請求明細書の確認、医療情報との突合

介護報酬請求の審査支払を実施している国保連合会の介護給付適正化システムを利用し、医療費請求情報との突合をおこない、介護報酬算定条件に合わない請求がないかなど、複数月にまたがる請求内容の点検をおこないます。

(オ) 介護給付費通知

介護サービス利用者に対して、事業所からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、利用者や事業所に対して適切なサービスの利用と提供を啓発します。

(4) 災害・感染症対策への取り組み

災害時に自力での避難が困難な要援護者の安否確認、避難支援などの活動ができるよう、自治会を中心とした自主防災組織による支え合いの取り組みを支援します。

介護保険サービス事業所等の高齢者向け施設との間で、福祉避難所（注5）の協定締結を進め、災害時に在宅での生活が困難となった要支援高齢者の受け入れを行います。

町が実施する防災訓練に介護サービス事業所も参加することで、災害時の事業所利用者の安全確保が図れるよう防災担当課と連携し取り組みます。

介護サービス事業所において災害対策や感染症対策についての研修会の実施や、感染拡大を防ぐための衛生用品の備蓄状況の確認をおこない、災害や感染症の発生時においても事業が継続しておこなえるよう関係機関とも連携した取り組みを進めます。

(注5) 災害時において要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊娠婦、難病患者等）のうち一般避難所での生活が困難な特別な配慮が必要な方のために、町があらかじめ協力協定を締結している社会福祉施設等に受け入れを要請し開設する避難所です。

(5) 高齢者の住まいの確保

①養護老人ホーム

本人の身体、精神上の理由または経済的理由により、居宅での生活を継続することが困難な高齢者に対して、入所の必要性を判定した上で適切な入所措置を行います。

町内には整備されていないため、母来寮（東伯郡湯梨浜町）を利用します。介護サービスが必要な入所者については、町の被保険者としてサービスを利用することします。

②軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、家族の援助を受けることが困難な一人暮らしや、夫婦のみの高齢者が、居宅において生活することが困難な場合に、低額な料金で入所することができる施設です。

町内には、里久の里、岩井長者寮の2施設（いずれも入所定員は50人）があるため新たな整備は行わず、既存施設の有効利用に努めます。

③サービス付高齢者向け住宅（注6）・有料老人ホーム

自宅での生活が困難となった場合に、必要に応じて高齢者住居への住み替えができるよう、高齢者の居住環境の選択を支援します。

有料老人ホームは町内に、3施設（それぞれ入居定員は、10人、19人、8人）ありますが、サービス付高齢者向け住宅は町内には整備されていないため、主に鳥取市内の施設を利用します。

(注6) サービス付高齢者向け住宅は、簡易な生活支援を必要とする元気な高齢者向けの、パリアフリー対応の民間住宅です。介護サービスは提供されない代わり、比較的生活の自由度が高い特徴があります。

第4章 各年度における介護保険事業費の推計

1 介護保険事業費の推計

(1) 介護保険給付費の見込み

第8期計画期間である、令和3年度から5年度の計画期間のサービス別介護給付費の推計は以下の通りです。給付費は、総費用から利用者負担を除いた金額です。

居宅サービス/地域密着型サービス/施設サービス給付費の推計

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	(単位:千円) 令和22年度
(1)居宅サービス					
訪問介護	45,309	45,238	45,238	44,328	45,922
訪問入浴介護	4,756	4,759	4,759	4,759	4,759
訪問看護	32,691	32,710	33,511	33,511	35,991
訪問リハビリテーション	10,027	10,603	10,986	10,986	11,422
居宅療養管理指導	4,573	4,604	4,658	4,786	5,069
通所介護	251,516	257,359	255,378	273,330	268,917
通所リハビリテーション	49,815	50,211	49,794	50,294	54,307
短期入所生活介護	36,517	36,339	38,182	38,182	38,182
短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(病院等)	5,698	5,848	5,945	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	35,384	35,559	35,916	36,364	38,615
特定福祉用具購入費	1,206	1,206	1,206	1,206	1,446
住宅改修費	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636
特定施設入居者生活介護	32,614	34,947	37,468	37,468	37,468
(2)地域密着型サービス					
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護					
夜間対応型訪問介護					
地域密着型通所介護	81,232	87,961	87,686	87,686	92,035
認知症対応型通所介護	27,224	27,239	27,239	27,239	28,196
小規模多機能型居宅介護	84,072	87,439	89,398	92,729	95,041
認知症対応型共同生活介護	128,837	128,910	128,831	131,852	131,852
地域密着型特定施設入居者生活介護					
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					
看護小規模多機能型居宅介護					
(3)施設サービス					
介護老人福祉施設	332,092	335,859	338,801	354,346	369,891
介護老人保健施設	70,918	73,819	77,003	72,766	69,063
介護医療院	51,016	51,045	55,622	148,348	152,926
介護療養型医療施設	91,448	91,500	91,500		
(4)居宅介護支援	72,652	73,636	75,092	75,117	76,401
介護給付費合計 ①	1,452,233	1,479,427	1,496,849	1,527,933	1,560,139

介護予防サービス/地域密着型介護予防サービス給付費の推計

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,988	1,905	1,863	1,490	1,490
介護予防訪問リハビリテーション	2,770	2,759	2,747	2,747	2,747
介護予防居宅療養管理指導	156	156	156	156	156
介護予防通所リハビリテーション	22,634	23,153	23,660	23,660	25,180
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	8,214	8,390	8,566	8,855	9,381
特定介護予防福祉用具購入費	1,324	1,324	1,649	1,649	1,649
介護予防住宅改修	2,486	2,486	2,486	3,373	4,260
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	6,187	6,191	6,191	6,191	6,191
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	6,999	6,949	6,843	6,896	7,215
介護予防給付費合計 ②	52,758	53,313	54,161	55,017	58,269
総給付費合計 ①+②	1,504,991	1,532,740	1,551,010	1,582,950	1,618,408

(2) 地域支援事業費

地域支援事業は、65歳以上の人を対象に要介護状態になることを予防(介護予防)し、要介護状態になった場合にも住み慣れた地域でできるだけ自立した生活が送れるよう実施するものです。町では、地域包括支援センターが中心となり、介護予防事業や、医療と介護の連携、生活支援体制整備、地域ケア会議の開催などに取り組んでいます。

地域支援事業費の推計

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援サービス事業費	29,700	30,800	31,900	25,296	19,680
一般介護予防事業費	6,454	6,865	6,675	6,655	6,765
包括的支援事業費	22,120	22,610	23,110	21,593	20,066
任意事業費	3,357	1,300	1,300	630	531
地域支援事業費合計 ③	61,631	61,575	62,985	54,174	47,042

(3) 介護保険事業費の推計

介護給付費と地域支援事業費に加え、施設給付等の食費・居住費の利用者負担の補足給付となる特定入所者介護サービス費、一月あたりの自己負担額が一定額を超えた場合に高額介護サービス費を支給しています。

第8期計画期間中の介護保険事業費は、令和3年度は16億4,341万3千円、令和4年度は16億6,830万8千円、令和5年度は16億8,947万7千円と増加傾向で推移する見込みです。

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
特定入所者介護サービス費等給付額	38,165	34,339	34,484	34,838	36,522
高額介護サービス費等給付額	32,160	32,861	33,847	33,065	34,664
高額医療合算介護サービス費等給付額	4,519	4,844	5,193	2,579	2,704
審査支払手数料	1,947	1,949	1,958	1,978	2,073
その他の介護保険事業費合計 ④	76,791	73,993	75,482	72,460	75,963
介護保険事業費合計 ①+②+③+④	1,643,413	1,668,308	1,689,477	1,709,584	1,741,413

2 介護保険料の算定

(1) 介護保険事業費の財源

介護保険給付費の財源は、半分を65歳以上の第1号被保険者と、40歳～64歳の第2号被保険者の介護保険料で負担し、残りの半分を国、鳥取県、岩美町の公費で負担します。

介護給付費の負担割合

公費（税金）	介護保険料
岩美町： 12.5%	第1号被保険者(65歳以上)： 23.0%
鳥取県： 12.5%	第2号被保険者(40～64歳)： 27.0%
国： 25.0%	

地域支援事業の財源は、介護予防・日常生活支援事業は、半分を保険料（第1号被保険者23.0%、第2号被保険者27.0%）、残り半分を公費（国25.0%、県12.5%、町12.5%）で負担します。包括的支援事業と任意事業については、第1号被保険者が23.0%を負担し、残りを公費（国38.5%、県19.25%、町19.25%）で負担します。

(2) 第1号被保険者の保険料

第8期計画期間の介護保険事業費は50億119万8千円で、そのうち第1号被保険者の負担する額は11億5,027万6千円です。調整交付金見込額と基金取り崩し額を差し引きした額を介護保険料の徴収率から割り戻した計画期間内の保険料賦課総額は9億4,730万1千円となりました。これを基準額の割合によって補正した計画期間内の被保険者数、月数で割ったものが第1号被保険者の基準額（月額）となります。

第8期計画期間の基準となる第5段階の保険料は月額6,432円となります。

計画期間中(3年間)の介護保険事業費合計		5,001,198千円
第1号被保険者負担相当額		1,150,276千円
調整交付金見込額		132,448千円
基金取り崩し額		80,000千円
保険料収納必要額		937,828千円
保険料賦課総額		947,301千円
予定保険料収納率		99.0%
計画期間中の 第1号被保険者数 (12,433人)	第1段階	1,313人
	第2段階	1,310人
	第3段階	1,236人
	第4段階	1,268人
	第5段階	2,934人
	第6段階	2,393人
	第7段階	1,319人
	第8段階	378人
	第9段階	282人
所得段階別加入割合補正後被保険者数		12,274人
保険料基準月額(第5段階)		6,432円
保険料基準年額(第5段階)		77,200円

第8期保険料基準額

区分	第7期 (A)	第8期 (B)	差額 (B-A)	対第7期
年額	84,700円	77,200円	-7,500円	-8.8%
月額	7,056円	6,432円	-624円	

保険料段階別の介護保険料

段階	所得等の状況	基準額に対する倍率	保険料年額(月額)
第1段階	・生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 ・住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の者	0.30	23,200円 (1,930円)
第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の者	0.50	38,600円 (3,216円)
第3段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える者	0.70	54,000円 (4,502円)
第4段階	住民税課税世帯で、本人が非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の者	0.90	69,500円 (5,789円)
第5段階	住民税課税世帯で、本人が非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える者	1.00 (基準額)	77,200円 (6,432円)
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の者	1.20	92,600円 (7,718円)
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	1.30	100,300円 (8,362円)
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	1.50	115,800円 (9,648円)
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上の者	1.70	131,200円 (10,934円)

資料1 計画に係る根拠法令

○老人福祉法（抜粋）

（市町村老人福祉計画）

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

○介護保険法（抜粋）

（市町村介護保険事業計画）

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

二 各年度における地域支援事業の量の見込み

三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

資料2 岩美町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の主な策定経緯

令和元年10月～ 令和2年1月	在宅介護実態調査の実施
令和2年2月3日 2月～3月 9月9日 10月28日 10月29日 12月10日 令和3年2月5日～ 2月19日 3月10日 3月17日 3月　　日	岩美町地域福祉計画策定委員会令和元年度第1回高齢者部会 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施 岩美町地域福祉計画策定委員会令和2年度第1回高齢者部会 岩美町地域ケア会議（介護保険サービス事業者連絡会） 岩美町地域福祉計画策定委員会令和2年度第2回高齢者部会 岩美町地域福祉計画策定委員会令和2年度第3回高齢者部会 パブリックコメントの実施 岩美町地域ケア会議（介護保険サービス事業者連絡会） 岩美町地域福祉計画策定委員会令和2年度第4回高齢者部会 岩美町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画決定

資料3 岩美町地域福祉計画策定委員会高齢者部会委員名簿

氏名	区分	備考
山本 達雄	一般公募（地域福祉に关心がある）	
西垣 真太郎	岩美町自治会長会	(令和3年1月まで)
澤井 利彦	岩美町自治会長会	(令和3年2月から)
横田 光男	岩美町老人クラブ連合会	
池内 ちゑ子	岩美町連合婦人会	(令和2年3月まで)
寺谷 洋子	岩美町連合婦人会	(令和2年4月から)
田中 明博	岩美町身体障害者福祉協会	
出口 美弥子	岩美町食生活改善推進員連絡協議会	
北尾 安範	岩美町民生児童委員協議会	
湊 孝明	岩美町社会福祉協議会	
藤田 直樹	鳥取県東部医師会	
吉岡 篤志	老人福祉施設岩井あすなろ	
瀬村 諭美	鳥取いなば農業協同組合岩美支店	(令和2年3月まで)
薮田 晴広	鳥取いなば農業協同組合岩美支店	(令和2年4月から)
斎藤 修	地区公民館長会	

順不同、敬称略

資料4 岩美町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 岩美町地域福祉計画の策定にあたり、関係者の幅広い参画を得てその内容を検討し、策定後は計画に係る進捗状況の管理と評価、その他の計画の推進に関する事項を審議するため、岩美町地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、岩美町地域福祉計画の策定及び計画に係る進捗状況の管理と評価、その他の計画の推進に関する事項について、関係者の意見をその内容に反映させるために必要な事項を所掌する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20名程度で組織し、別表1に掲げる者をもってこれに充て、町長が委嘱する。

2 策定委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 策定委員会は、次に掲げる部会をもって組織し、別表2に掲げる計画の策定及び計画に係る進捗状況の管理と評価に関する事項を所掌する。

ア. 高齢者部会

イ. 障がい者部会

ウ. 児童部会

エ. 地域福祉部会

4 前項に掲げる部会の策定委員の構成は、委員委嘱後の最初の委員会で定める。

(任期)

第4条 委員の任期は3年以内とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 委員長は策定委員会及び各部会を統括し、代表する。

2 策定委員会及び各部会は、委員長が必要に応じて召集し、議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の委員会は町長が招集する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成14年7月10日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

別表（第3条1項関係）

岩美町地域福祉計画策定委員構成表

	区分	人数
1	岩美町に住所を有する20歳以上の者代表	若干名
2	岩美町自治会長会代表	1
3	岩美町老人クラブ連合会代表	1
4	岩美町連合婦人会代表	1
5	岩美町身体障害者福祉協会代表	1
6	岩美町心身障害児（者）育成会代表	1
7	岩美町精神障害者家族会（すずらんの会）代表	1
8	岩美町食生活改善推進員連絡協議会代表	1
9	岩美町民生児童委員協議会代表	1
10	岩美町社会福祉協議会代表	1
11	東部医師会代表	1
13	老人福祉施設職員代表	2
14	鳥取いなば農業協同組合岩美支店代表	1
15	岩美町商工会代表	1
16	岩美町校長会代表	1
17	岩美町保育所長会代表	1
18	小学校PTA代表	1
19	保育所保護者会代表	1
20	地区公民館代表	1

※ 1については、公募により町長が適当と認めた者とする。

別表（第3条3項関係）

各部会所掌事務

部会	計画
高齢者部会	介護保険事業計画及び高齢者福祉計画
障がい者部会	障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
児童部会	子ども・子育て支援事業計画
地域福祉部会	地域福祉計画